

教育実践大学院
評価基準要綱
(専門職大学院認証評価)



令和3年5月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

はじめに

平成15年に改正された学校教育法により、高度専門職業人養成に特化して、理論と実務を架橋した実践的な教育を行う専門職大学院の制度が創設されました。各専門職大学院は、それぞれの目的に応じた教育研究水準の維持向上を積極的に図るために、5年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられています。

この評価基準要綱は、専門職大学院の一分野である教育実践大学院の教育研究、組織運営ならびに施設設備（以下「教育研究活動等」とよびます。）の状況に関する評価について、評価の目的・性格、評価基準および評価方法を示したものです。このうち評価基準は、専門職大学院設置基準に規定されている内容を踏まえて設定されており、八つの基準から構成されています。

各基準には、教育実践大学院の教育研究活動等が評価基準に適合している旨の認定をする際に、教育実践大学院の目的に照らして教育研究活動等の状況を多面的に分析するための内容が記載されています。基準ごとに、その内容に基づいて教育研究活動等の状況を分析するための「基本的な観点」が設定されています。評価を受ける大学院には、全ての基本的な観点到に係る状況について自己評価することが求められます。専門職高等教育質保証機構（認証評価機関）においては、自己評価の結果を受けて、基準を満たしているか、優れた点や改善を要する点があるか、などの評価を行います。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点的分析状況を総合した上で、基準ごとに行われます。

評価を実施するにあたっては、教育実践大学院の個性や特徴が十分発揮できるように、大学院が有する「目的」を踏まえて行われることが重要です。したがって、八つの基準および基準ごとの基本的な観点的の多くは、大学院が自ら定めた「目的」を踏まえつつ評価が行われることを前提として、それが可能となるような構成・内容に留意してあります。

この評価基準要綱のほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、大学院が自己評価を行うにあたっての実施要項『自己評価実施要項』や、専門職高等教育質保証機構の評価担当者が評価を行うにあたって用いる手引書『評価実施手引書』も作成してあります。

目 次

はじめに	i
第1章 教育実践大学院認証評価について	
I 目的	1
II 基本的方針	1
第2章 評価基準	
基準1 目的および入学者選抜	3
基準2 教育課程	3
基準3 学修成果	4
基準4 教職員組織等	5
基準5 学修環境	6
基準6 教育の内部質保証システム	7
基準7 財政基盤および管理運営	7
基準8 教育情報等の公表	8
第3章 評価の実施体制・方法等	
I 実施体制	10
II 実施方法	10
III 評価結果の公表	11
IV 実施時期とスケジュール	11
V 情報公開	12
VI 評価費用	12
VII 追評価	12
VIII 評価基準等の変更手続き	12
参考資料 専門職大学院認証評価関係法令	13

第1章 教育実践大学院認証評価について

教育実践領域は、学修や教育を充実したものにしていくなかで、わが国のみならず世界的にも重要な分野の一つです。教育実践大学院は、この分野の更なる発展に貢献する人材を養成することを目的として設置された専門職大学院です。一方、専門職大学院はじめ高等教育機関は、その教育研究等の水準の維持および向上を図るために、第三者機関（認証評価機関）の評価を定期的に受けることが国際的な流れとなっています。

I 目的

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）が、教育実践大学院を置く大学からの求めに応じて、教育実践大学院に対して実施する認証評価（以下「評価」とよびます。）は、わが国の教育実践大学院の教育研究等の水準の維持および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

- ① 機構が定める教育実践大学院評価基準（以下「評価基準」とよびます。）に基づいて、教育実践大学院（以下「大学院」とよびます。）を定期的に評価することによって、その教育研究活動等の質を保証すること。
- ② 大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該大学院にフィードバックすることによって、その教育研究活動等の改善・向上に資すること。
- ③ 大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育研究活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、社会的説明責任を果たすこと。

II 基本的方針

上記の目的を達成するために、次のような基本的な方針のもとに、機構は評価を実施します。

① 評価基準に基づく評価

この評価は、機構の定めた評価基準に基づいて、大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。さらに、その結果を踏まえて、大学院設置基準をはじめ関係法令に適合しているか否かの認定を行います。

② 学修成果を中心とした評価

学生が修得すべき学修成果（ラーニング・アウトカムズ）を重視することが、高等教育の国際的な潮流となっています。この評価は、国際通用性を勘案して、学修成果を中心として大学院の教育研究活動等の総合的な状況について評価を実施します。

③ 大学院の個性の伸長に資する評価

この評価は、機構の定めた評価基準（第2章 評価基準、p. 3～8）に基づいて実施しますが、その判断にあたっては、大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学院が有する「目的」を踏まえつつ実施します。このため、基準の設定においても、大学院の目的を踏まえた評価が行えるような配慮がされています。ここでいう「目的」とは、大学院の使命、教育上の理念・目的、養成しようとする人材像、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

④ 自己評価に基づく評価

評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学院の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構が示す評価基準および別に定める『自己評価実施要項』に基づいて、大学院が自ら評価を行うことが重要です。機構の評価は、大学院が行う自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ等を含みます。）を分析して、その分析結果を踏まえて実施します。

⑤ ピア・レビューを中心とした評価

大学院の教育研究活動等を適切に評価するために、大学院の教員およびそれ以外の者であって大学院の教育研究活動に関して識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

⑥ 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けた大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

第2章 評価基準

評価基準は、八つの基準から構成されています。基準ごとに、その内容を説明した上で、基本的な観点が設定されています。対象大学院には、すべての基本的な観点について自己評価することが求められます。

基準1 目的および入学者選抜

- ・大学院の目的が明確に定められており、その内容が学校教育法に適合するものであること。
- ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が適切に実施され、機能していること。
- ・実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

基本的な観点

1-1 大学院の目的が、明確に定められているとともに、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という学校教育法第九十九条第二項の規定から外れるものでないか。

1-2 大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

1-3 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。

1-4 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準2 教育課程

- ・教育課程が理論と実践の架橋に留意しつつ、大学院の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。
- ・教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学修指導法等が整備されていること。
- ・修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿って成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- ・修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を一貫性をもって策定していること。
- ・学修を進める上での履修指導が適切に行われていること。

基本的な観点

2-1 理論と実践の架橋に留意しつつ、大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。教育課程の編成が、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を反映したものになっているか。

また、教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか。

- (1) 教育課程が、教育実践に必要な専門的な知識、教育に携わる専門職の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等を修得させるとともに、高い倫理観および国際的視野をもつ専門職業人を育成するよう適切に編成されていること。
- (2) 専門職としての資質と専門的能力を養うために、教育実践基礎、教育実践マネジメント、主体的な学びの実施を促すための教授能力の育成に関する科目を重点的かつバランスよく履修させるよう配慮がなされていること。
- (3) 基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されていること。

2-2 教育課程や教育内容の水準が、当該分野の期待に応えるものになっているか。授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、当該分野の研究動向あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。

2-3 履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなされているか。

2-4 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。

2-5 専攻分野に応じた、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論あるいは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。

2-6 教育課程の編成の趣旨に沿って、1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

2-7 学生の履修指導および学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われているか。

2-8 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、それらに従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。

2-9 学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られているか。

基準3 学修成果

- ・大学院の目的において意図している、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、学修成果があがっていること。
- ・実務経験を教育に反映させ、教育実践分野のリーダー養成の成果があがっていること。

基本的な観点

3-1 単位修得、修了状況、資格取得の状況等から判断して、意図している学修成果があがっているか。

3-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

3-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

3-4 修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

基準4 教職員組織等

- ・教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- ・教員の採用および昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。
- ・教育の目的を達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。
- ・教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

基本的な観点

4-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員および職員の組織編制がなされているか。

4-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、「文部科学大臣が別に定める数」（平成十五年文部科学省告示第五十三号第一条。以下同じ。）以上置かれているか。

- ① 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
- ② 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- ③ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

4-3 教員の過去5年間における教育上または研究上の業績等、各教員がその担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検・評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。

4-4 専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下、実務家教員とよぶ。）が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割以上に相当する人数^{注1}が置かれているか。

4-5 実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。

4-6 大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置^{注2}が講じられているか。

4-7 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

4-8 教員の教育研究活動に関する評価が定期的に行われ、それによって把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

4-9 教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。教育支援者の活動について、定期的に自己点検・評価が行われ、その結果に適切に対応されているか。

基準5 学修環境

- ・教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備ならびに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。
- ・学生相談・助言体制等の学修支援および学生の経済支援等が適切に行われていること。
- ・教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有していること。
- ・大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織および事務組織が整備され、機能していること。

基本的な観点

5-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備^{注3}が整備され、有効に活用されているか。

5-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

5-3 自主的学修環境^{注4}が十分に整備され、効果的に利用されているか。

5-4 学生が在学期間中に課程の履修に専念できるように、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制が整備されているか。

5-5 学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。

5-6 特別な支援が必要と考えられる者^{注5}への学修支援、生活支援等が適切に行われているか。

基準6 教育の内部質保証システム

- ・教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- ・教職員等に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

基本的な観点

6-1 学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、根拠となる資料・データ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。

6-2 学生からの意見聴取^{注6}が行われ、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

6-3 学外関係者^{注7}の意見や専門職域に係わる社会のニーズが、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

6-4 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

6-5 個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの教育研究の質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

6-6 ファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメント^{注8}について、学生や教職員のニーズが反映され、組織として適切な方法で実施されているか。特に、実務家教員の教育上の指導能力の向上および研究者教員の実務上の知見の充実に努めているか。

6-7 ファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。

基準7 財務基盤および管理運営

- ・適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適切に実施されていること。
- ・管理運営体制および事務組織が適切に整備され、機能していること。
- ・大学院の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価^{注9}が実施されるとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

基本的な観点

7-1 大学院の目的に沿った教育研究活動を適切に遂行できる財政的基礎を有し、経常的収入が継続的に確保されているか。

7-2 大学院の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定・履行されているか。

7-3 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適切に実施されているか。

7-4 管理運営のための組織および事務組織が、大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

7-5 管理運営のための組織および事務組織が、大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

7-6 管理運営のための組織および事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組が組織的に行われているか。

7-7 大学院の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。また、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

基準8 教育情報等の公表

大学院の教育研究活動についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

基本的な観点

8-1 大学院の目的が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員および学生）に周知されているか。

8-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）および修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が適切に公表、周知されているか。

8-3 成績評価基準や修了認定基準が学生に周知されているか。

8-4 自己点検・評価の結果が大学院内および社会に対して広く公開されているか。

8-5 教育研究活動についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

〔注〕

- 注1 3割に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内の人数については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
- 注2 例えば、サバティカル（研究専念期間）制度、任期制、公募制、テニユア（終身在職権）制度等の導入、年齢および性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保等が考えられる。
- 注3 例えば、講義室、演習室、実習室、情報機器室、教員室等が考えられる。
- 注4 例えば、自習室、グループ討論室等が考えられる。
- 注5 例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。
- 注6 例えば、授業評価、満足度評価、学修環境評価等が考えられる。
- 注7 当該大学院の教職員以外の者をさす。例えば、修了生、就職先等の関係者等が考えられる。
- 注8 「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が平成28年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行される。この改正では、すべての大学等に、その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質向上をさせるための研修（スタッフ・ディベロップメント）の機会を設けることを求めている（大学院設置基準第43条関係）。専門職大学院については、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第42条第1項の規定により大学院設置基準に係る規定が適用され、大学院と同様の扱いとなる。また、「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる。
- 注9 基準6「教育の内部質保証システム」では、教育活動についての自己点検・評価システムを評価するが、本基準においては、大学院の活動の総合的な状況に関して自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、適切に機能しているかを評価する。

第3章 評価の実施体制・方法等

この評価は、申請のあった教育実践大学院（専門職大学院）（以下「対象大学院」とよびます。）を対象として実施するものです。評価の最初のステップは、対象大学院における自己評価です。対象大学院は、別に定める『自己評価実施要項』に従って、自己評価を実施します。その結果を自己評価書としてまとめて、機構に提出します。自己評価は、第2章 評価基準（p. 3～8）に示した八つの基準ごとに、その内容および基本的な観点に沿って実施します。対象大学院には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。さらに、優れた点、改善を要する点などを評価して、記述します。

機構における評価は、対象大学院から提出された自己評価書を分析することによって行われます。

I 実施体制

評価の実施にあたっては、教育実践大学院に関して高く広い見識を有する大学関係者、当該専門分野の関係者ならびに高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から構成される教育実践大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」とよびます。）を設置します。評価委員会委員は、専門職高等教育質保証機構の理事会の議を経て、決定します。

評価委員会は、次の事項を審議し、決定します。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」とよびます。）の作成

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このために、評価委員会委員が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、評価の目的、内容および方法等について十分な研修を実施します。機構においては、このように十分な研修を受けた評価委員会委員が評価を実施します。

II 実施方法

対象大学院における自己評価の状況を踏まえて、基準ごとに、その基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにします。基準は、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえて基本的な観点が設定されています。基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、基本的な観点を分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行います。

基準を満たしている場合であっても、さらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組や成果が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。

八つの基準の全てを満たしている場合に、大学院が当機構の評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。また、一つでも満たしていない基準があれば、全体として評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

1. 評価方法

評価は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める『評価実施手引

書』に沿って、大学院から提出された自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含みます。）および機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行います。訪問調査は、別に定める『評価実施手引書』に沿って、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。これらの調査、分析結果を基に、評価委員会において審議し、評価結果（案）が取りまとめられます。

2. 意見の申立てと評価結果の確定

評価結果は、大学院における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学院に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定します。

意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、審議を行います。その議を踏まえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

Ⅲ 評価結果の公表

評価結果は、評価報告書として公表します。評価報告書は、対象大学院およびその設置者に提供します。また、印刷物の刊行およびウェブサイト（<https://qaphe.com/>）への掲載等により、広く社会に公表します。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、大学院から提出された自己評価書（根拠として別添で提出された資料・データ等を除きます。）を機構のウェブサイトに掲載します。

Ⅳ 実施時期とスケジュール

評価を希望する大学院は、評価の実施を希望する前年度の12月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。教育実践大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けることが義務づけられています。なお、追評価（Ⅶ 追評価、p. 9）を受けた大学院に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとします。

大学院から評価の申請受付から、評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。

評価申請年度	12月末	評価の申請受付締切
	1～2月	対象大学院の自己評価担当者等に対する研修の実施
評価実施年度	8月末	対象大学院から自己評価書の提出締切
	9月～	書面調査および訪問調査の実施
	12月末	評価結果を確定する前に対象大学院に通知
	1月末	対象大学院からの意見申立ての受付締切
	3月上旬	評価結果の確定、公表

V 情報公開

機構は、社会と大学院の双方に開かれた組織であるとともに、評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このことから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第百六十九条第一項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。

VI 評価費用

評価を実施するに当たっては、別に定めるところにより、評価手数料を徴収します。

VII 追評価

評価基準を満たしていないと判断された場合には、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。この追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、全体として評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。

VIII 評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた大学院や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえて、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定します。

参考資料 専門職大学院認証評価関係法令

○学校教育法（抄）（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

3 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

第百条～第百八条（略）

第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けようとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けようとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四～五（略）

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

- 4 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 5～6 (略)

○**学校教育法施行令（抄）**（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

第四十条 法第百九条第二項（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第百九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
(抄) (平成十六年三月十二日文科省令第七号)

(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

(この省令は、平成三十年四月一日から施行する。)

第一条 学校教育法(以下「法」という。)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。)に係るものにあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。
 - 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
 - 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
 - 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査並びに高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。
 - 五 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る。)について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ロ 教員組織に関すること。
 - ハ 教育課程に関すること。
 - 二 施設及び設備に関すること。
 - ホ 事務組織に関すること。
 - へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針に関すること。
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - リ 財務に関すること。
 - ヌ 前号イからリに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
- 二 前号イに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。
- 三 設置計画履行状況等調査(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第十四条に規定する調査をいう。)の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。
- 四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。
- 3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教員組織に関すること。

ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。

ハ 施設及び設備に関すること。

ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

第二条 法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外のものであつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第九十九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないような必要な措置を講じていること。

三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

四 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。

五 法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せ行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

六 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せ行う場合においては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十一条の五第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。

二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。

三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。